

ク 消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 267,991 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,250,938 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	132,929	14,856	0	5,275	0	112,798
	障害者福祉事業	696,451	499,281	0	0	0	197,170
	高齢者福祉事業	72,159	728	0	6,281	0	65,150
	児童福祉事業	1,570,609	854,074	0	52,323	186,613	477,599
	小計	2,472,148	1,368,939	0	63,879	186,613	852,717
社会保険	国民健康保険事業	239,655	123,941	0	0	28,323	87,391
	介護保険事業	436,178	16,135	0	0	40,866	379,177
	後期高齢者医療事業	372,724	60,261	0	2,700	12,189	297,574
	小計	1,048,557	200,337	0	0	81,378	764,142
保健衛生	保健衛生事業	593,842	53	0	13,317	0	580,472
	予防事業	92,104	13,216	0	0	0	78,888
	母子保健事業	16,880	3,706	0	6	0	13,168
	健康増進事業	27,407	1,174	0	20	0	26,213
	小計	730,233	18,149	0	13,343	0	698,741
合計		4,250,938	1,587,425	0	77,222	267,991	2,315,600

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてられるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。